

## 生活困窮者自立支援事業について

周南市社会福祉協議会  
(周南市自立相談支援センター)

### 地域社会の現状

- 高齢化の進展に伴うひとり暮らし高齢者・高齢者  
夫婦世帯・認知症高齢者の増加
- 世帯(家族)の小規模化(核家族化)  
＝家族関係の変化(家族機能の低下)
- IT化に伴うコミュニケーションの変化
- 稼働年齢層を含む生活保護世帯の増加

## ○ひとり暮らし高齢者数等

	H24.5.1	H25.5.1	H27.3.17
ひとり暮らし	6,200	6,360	6,493
夫婦世帯	1,931	2,012	2,014

(資料:周南市高齢者支援課 / 高齢者保健福祉実態調査)

## ○年齢階層別人口と高齢化率

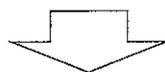
世帯数	人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	高齢化率
67,464	148,908	19,743	90,388	42,922	28.8%

(資料:平成26年3月31日現在 住民基本人口より)

## 保護世帯数と構成割合の推移

○平成15年度(資料:平成15年度福祉行政報告例)

	総数	高齢者	母子	傷病・障害者	その他
世帯数	939,733	435,804	82,216	336,772	84,941
構成割合(%)	100	46.4	8.7	35.8	9.0



3倍強増

○平成25年7月(資料:被保護者調査)

	総数	高齢者	母子	傷病・障害者	その他
世帯数	1,580,991	715,072	111,448	465,215	289,256
構成割合(%)	100	45.2	7.0	29.4	18.3

<たとえば>

・高齢の母親と息子(50代の独身)の二人暮らし

母親：要介護3、認知症、年金収入

息子：引きこもりがち、地域との関わりなし、収入なし

課題

- ①健康面(母親)
- ②引きこもり(息子)
- ③経済困窮
- ④地域での孤立
- ⑤息子と同居のため「ひとり暮らし高齢者」にならない

## 地域をとりまく状況

- 虐待
  - 家庭内暴力
  - 孤立死
  - 徘徊死
  - 高齢者に対する詐欺的商法
  - 引きこもり
  - ゴミ屋敷
- ⇒現行施策では対応できない生活課題の噴出

## 地域の現状がもたらす影響

○社会に対する影響

- ・労働力の不足

○地域に対する影響

- ・地域(福祉)活動の停滞
- ・コミュニティの衰退



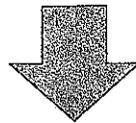
○家庭・家族に対する影響

- ・自助、扶助機能の低下
- ・家庭内養育力の低下



- ・生活保護世帯増加への対応

- ・現行施策では対応できない生活課題への対応



**生活困窮者支援の必要性**

## 生活困窮者自立支援法について

- 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援し、自立の促進を図る法律

※生活困窮者とは、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持  
 することができるおそれのある者をいう。

- 平成25年12月公布、平成27年4月1日施行

## 生活困窮者自立支援制度の理念

### 1 制度の意義

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系創設する。

第1のネット	雇用保険制度
第2のネット	生活困窮者対策
第3のネット	生活保護制度

## **2 制度のめざす目標**

### **(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保**

- ・本人の意欲や想いが主役となり、支援員が寄り添って支援する。(伴走型支援)
- ・経済的自立だけでなく日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。

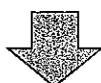
### **(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり**

- ・生活困窮者の早期発見
- ・見守りのための地域ネットワークの構築
- ・参加する場の拡充
- ・「支える、支えられる」から「相互に支え合う」へ

## ○事業の実施主体

### 福祉事務所設置自治体

・生活全般にわたる困りごとの相談窓口が各地域に設置されます。働きたくても働けない、住むところがない、家族のことで悩んでいるなどの相談をお受けします。



※周南市では、周南市社会福祉協業議会が周南市より事業を受託し、実施します。

## ○周南市における実施事業

- (1) 自立相談支援事業(必須)
- (2) 住宅確保給付金の支給(必須)

※他に4つの任意事業があります。

**(1) 自立相談支援事業とは**

- ・就労その他自立に関する相談支援を行う。
  - ・事業利用のためのプラン作成を行う。
- ※詳しくは、チラシ裏面をご覧ください。

**(2) 住宅確保給付金の支給とは**

- ・離職などにより住居を失った(失いそうな)65歳未満の方に、家賃相当の給付金を支給する。(原則3か月間)

**○ 自立相談支援事業の実施状況**

<全国の実施状況>

- ・行政直営・・・42.9%
- ・民間委託・・・57.1%

※委託先のうち、81.7%が社協

◆任意事業への取り組みは低く、就労準備事業や家計相談支援事業に取り組む自治体は約3割程度。

<県内の実施状況>

・行政直営・・・約31%

・民間委託・・・約69%

※委託先のうち、約91%が社協

全国よりも受託割合が高い。

◆任意事業への取り組みは全国と同じく3割程度

○その他の事業

(3)就労準備支援事業(任意)

(4)一時生活支援事業(任意)

(5)家計相談支援事業(任意)

(6)学習支援事業(任意)

## ○県内の受託状況（平成27年4月1日現在）

委託先	委託先	自立相談支援センター	自立相談支援センター	自立相談支援センター	委託先
下関市	下関市	市社協	市社協	市社協	NPO法人
防府市	防府市	市社協		市社協	直営
下松市	下松市	市社協			
岩国市	岩国市	市社協			
光市	光市	市社協			
長門市	長門市	市社協	市社協	市社協	
美祢市	美祢市	市社協		市社協	
周南市	周南市	市社協			
山陽小野田市	山陽小野田市	市社協	その他の団体		

## 周南市自立相談支援センター （生活困窮者自立支援事業を実施する）

- 場 所／周南市徳山社会福祉センター別館
- 受 付／月～金曜日 8:30～17:15
- お休み／土・日曜日、祝日、年末年始
- 電 話／0800-200-4742(フリーダイヤル)  
0834-31-4742(FAX兼)
- 受付方法／電話・来所・メール  
訪問(アウトリーチ)

## ○体制／5人体制

職種	役割	名前
所長	全体調整	藤田
副所長 (主任相談支援員)	相談業務全般のマネジメント	中村
相談支援員 (就労支援員を兼務)	相談・就労の支援	宇多
貸付相談員	貸付に関する相談	片桐
事務員	受付事務等	高島

※自立相談支援事業は3職種の配置を基本とする。

## 活動報告

○相談者数(実人数)・・・40人

〃 (のべ人数)・・・105人

○相談件数(重複相談による累計)・・・337件

○登録者数・・・24人(男性19人 / 女性5人)

## ○相談件数/方法

相談件数 /方法	4月	5月	累計
来所	37	113	150
電話	30	102	132
同行	1	28	29
訪問	1	25	26
手紙	0	0	0
メール	0	0	0
合計	69	268	337

## ○相談者数

相談者数	4月	5月	累計
新規	15	25	40
リピーター	13	52	65
合計	28	77	105

## ○新規相談者の年代別内訳

年代別	4月	5月	累計
10代	0	0	0
20代	0	1	1
30代	0	2	2
40代	3	7	10
50代	3	6	9
60代	5	4	9
70以上	3	4	7
不明・その他	1	1	2
合計	15	25	40

相談  
内訳

(項目)	(件数)
病気や健康、障害のこと	59
住まいについて	20
収入・生活費のこと	90
家賃やローンの支払いのこと	42
税金や公共料金の支払いについて	13
債務について	29
仕事探し、就職について	50
仕事上の不安やトラブル	1
地域との関係について	1
家族関係・人間関係	3
子育て	1
介護のこと	1
ひきこもり・不登校	4
DV・虐待	0
食べるものがない	20
その他	3
合計	337

## 周南市社協の組織体制の整備

○業務課の事業係を生活支援係へ変更し、  
個別支援に係る事業を実施します。

- ・生活困窮者自立支援事業
- ・各種貸付事業
- ・地域福祉権利擁護事業
- ・法人成年後見人事業
- ・ひとり生活応援サービス事業
- ・見守り配食事業                      ……etc

## 周南市社協のこれから

### 「個別支援をとおしての地域づくり」

困っている人たちを支援しながら、  
そうした人たちが地域の中で安心  
して暮らせるようにしていく。



“生活困窮者自立支援事業”を  
“もやいネット地区ステーション  
事業”と同様に社協のメイン事業  
と位置付け、取り組めます。

# 事例紹介

## (成功事例)

【ホームレス、生活困窮者からの脱却】

### 42歳(男性)

情報手段	周南市福祉事務所
主 訴	「車上生活をしており、住む所と仕事、お金もない。また、昨日の昼から何も食べていない。」と相談。
相談内容	<p>5年前に結婚し、今年3月に離婚した。下関市から実家のあった周南市（父親、兄弟が在住）に帰ってきた。仕事の都合上、友人宅に居候（住所を変更）させてもらっていたが、4月末に仕事がなくなり友人の所から出て行かざるを得なくなった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・父親は内縁の妻の家で同居、兄は養子、弟は昔から仲が悪く、支援は無理と言われた。</li><li>・5月から父親の車で寝泊まりをさせてもらい、2日に1回は父親が食事を持ってきてくれた。持ってきてくれない日もあった。</li><li>・最近、車の中で寝泊まりしている人がいると噂になったために、市役所に相談した。</li></ul> <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 住む所がない。</li><li>2. 仕事がない。</li><li>3. お金（所持金39円）がない。</li><li>4. 食べるものがない。</li></ol>
現 状	<ul style="list-style-type: none"><li>・食住の確保（出張）ができる企業のお世話により、就労ができた。</li><li>・入社手続きの間は、市内の社宅から仕事に休むことなく出勤し、本人の意向で、1年間の出張（住み込み）で名古屋の造船関係に就労した。</li><li>・最終的には、本人の実経験をもとに就労支援に関わってもらいたいと考えていると企業担当者から報告を受けた。</li></ul>
関わった支援機関	・株式会社〇〇工業 (生活困窮者就労訓練事業認定・山口保護観察所協力雇用主)